公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１. 公告件名：スリランカ国国立大学における実践的・課題解決型人材育成にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

２. 競争に付する事項：入札説明書第１章１．のとおり

３. 競争参加資格：入札説明書第１章３．のとおり

４. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第１章２．及び６．のとおり

６. 開札日時及び場所：
入札説明書第１章９．のとおり

７. その他：入札説明書のとおり

入札説明書
【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型 ）】

業務名称：スリランカ国国立大学における実践的・課題解決型人材育成にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00762

【内容構成】

第１章　入札の手続き
第２章　特記仕様書
第３章　技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　入札の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：スリランカ国国立大学における実践的・課題解決型人材育成にかかる情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）[1]

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 11 月から 2027 年 2 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

南アジア部　南アジア第三課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 13 日　まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 10 月 15 日　12 時まで

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026 年 10 月 20 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信)、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 10 月 26 日　12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 11 月 11 日　10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html)

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

５．入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）日程参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/tDOmmYZcEs

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

６．入札書・技術提案書の提出

（1）提出期限：上記2.（3）日程参照

（2）提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

（3）提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（ＰＤＦ）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3）別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（4）電子入札システム導入にかかる留意事項

1）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の２営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記２．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

８．入札書

（１）入札価格の評価は、「第２章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

（２）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（３）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（４）入札保証金は免除します。

（５）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

２）入札書の提出期限後に到着した入札

３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

４）明らかに連合によると認められる入札

５）同一競争参加者による複数の入札

６）条件が付されている入札

７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

８）その他入札に関する条件に違反した入札

９．入札執行の日時、手順等

（１）日時：上記２.（３）日程参照

（２）入札会の手順

１）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

２）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。**

（２）技術評価の方法

「第３章　技術提案書作成要領」の別紙２「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

１）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１１．契約書作成及び締結

（１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

（２）速やかに契約書を作成し締結します。

（３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１２．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙１の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ」という。）は、2022 年の経済危機以降、外貨獲得や産業競争力強化を重要課題としている。その実現に向けては、産業界が求める人材や技術と、高等教育機関が有する教育・研究資源とを効果的に結び付けることが重要となっている。しかし、スリランカの高等教育では理論中心の教育が主流であり、大学と企業との接点が限定的であることから、教育内容や研究成果が産業界のニーズに十分対応できていない状況がみられる。また、企業側も大学が有する人材や研究ニーズに関する情報へのアクセスが十分でなく、大学と産業界との間で相互理解や連携の機会が不足していることが課題となっている。

スリランカの高等教育セクターは、大学助成委員会（University Grants Commission：UGC）所管の 18 の国立大学を中心に構成されている。スリランカ政府は、世界銀行の支援のもと、大学と産業界との連携を促進するため、University Business Linkage（UBL）の全国立大学への設置を進めてきた。しかし、UBL の機能や運営体制には大学間でばらつきがあり、人材や運営資金の不足に加え、企業とのネットワーク形成や連携案件の発掘・仲介機能が十分ではないという課題を抱えている。そのため、大学が有する教育・研究資源と企業のニーズとを結び付けるマッチング機能が十分に発揮されていない状況にある。

さらに、大学と企業との継続的な対話や協働の仕組みが十分に確立されていないことから、企業ニーズが教育課程や研究活動へ反映されにくく、大学の研究成果や専門人材が産業界で十分活用されていない。結果として、インターンシップ、共同研究、技術移転、新規事業創出等の機会が限定的となり、産学連携を通じた人材育成やイノベーション創出の可能性が十分に活かされていない。こうした大学と企業とのマッチング不足は、産業競争力の向上を制約する要因の一つとなっている。

かかる状況を踏まえ、本調査では、スリランカの国立大学（理工系を想定）と民間企業との連携及びマッチングの現状と課題を整理するとともに、インターンシップ、

共同研究、技術移転、産学共同プロジェクト、人材交流等の取組状況について情報収集・分析を行う。併せて、政府機関、大学、民間企業及び関連支援機関の役割と取り組みを把握し、大学と企業との効果的なマッチングの促進を通じた人材育成の高度化及び産業競争力強化に向けたJICAの協力可能性並びに今後の支援の方向性を検討する。

第２条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的及び内容

本調査は、スリランカにおける国立大学（理工系を想定）と産業界との連携を通じて、変化する社会・産業環境に適応し、多様な課題に対して主体的に解決策を創出できる人材の育成を推進するため、今後のJICAの協力可能性を検討することを目的とする。調査の実施にあたっては、大学における課題解決型学習（Project-Based Learning: PBL）の導入・実施状況、産業界の教育課程への参画、インターンシップや産学共同プロジェクト等を通じた実践的な学習機会の提供状況、起業家教育及びイノベーション人材育成の取り組み等を中心に調査を行う。また、産業界が求める適応力、課題解決力、創造力、協働力等の能力と大学教育との接続状況に加え、これらの能力の育成を支える産学連携の制度・組織体制・予算及び課題についても把握する。

さらに、これらの情報収集・分析結果を踏まえ、国立大学（理工系を想定）において学生の適応力及び課題解決能力を育成するための教育・研究環境の強化並びに産学連携の高度化に向けた協力の方向性を検討するとともに、今後の協力対象となり得る各国立大学における協力実施案をまとめる。また、日本の大学及び産業界における先進事例や活用可能なリソースの発掘を行い、日本との連携も視野に今後のJICA事業形成に向けた提言を取りまとめる。

なお、本調査の結果は、今後JICAがスリランカにおいて展開を予定している投資促進・輸出振興分野の協力にも関連し、産業界のニーズに即した人材育成やイノベーション創出を通じて同国の産業競争力強化に資することが期待されていることから、これを念頭に調査対象機関等を選定する。

（２）調査対象地域

・スリランカ全土

（３）主な調査対象機関

・協力対象候補の国立大学[3]（理工系の学部・研究科を想定）

・大学助成委員会（University Grants Commission：UGC）

・各大学に設置された University Business Linkage（UBL）担当部署

・教育・高等教育・職業教育省 高等教育局（Higher Education Division, Ministry of Education, Higher Education and Vocational Education）

・国家イノベーション庁（National Innovation Agency：NIA）

・産業団体（The Institution of Engineers Sri Lanka：IESL、 Institution of Incorporated Engineers Sri Lanka：IIESL、Chamber of Construction Industry of Sri Lanka：CCI、Sri Lanka Association for Software and Services Companies：SLASSCOM 等）

・セイロン商工会議所、スリランカ日本商工会

・製造業や ICT 等、スリランカの輸出産業に関わる民間企業（スリランカ企業、スリランカ進出日本企業等）

・類似分野の協力を実施している国際機関（世界銀行、ADB、UNDP 等）

・その他、本調査内容に有用と考えられる関係機関・団体

（４）調査の範囲

本調査は、上述の（１）目的を達成するため、「第３条 調査実施の留意事項」を踏まえ、「第４条 調査の内容」により構成される調査を計画・実施し、「第５条 報告書等」に示す成果品を作成するものである。

第３条 調査実施の留意事項

（１）発注者（JICA 南アジア部）との調査方針・計画に関する確認プロセス

本調査では、スリランカの国立大学における将来的な協力可能性について検討するため、大学や産業界を含めた幅広い情報収集や現地調査等が必要となる。限られた調査期間中に協力対象大学や協力アプローチにかかる提言を行うことにな

[3] 調査対象とする国立大学（理工系を想定）は3～5校程度を想定。スリランカ産業界との連携や将来的な日本企業との連携も視野に、候補としてはモラトゥワ大学、スリジャヤワルダナ大学、ペラデニヤ大学等が考えられるが、これらも含め協力対象にすべき国立大学について、その理由とともに技術提案書にて提案すること。なお、本調査の趣旨に合致し、かつ今後の協力意義が高い（既に取り組みが進んでいる等）と考えられる場合には、文系を含めることも可。調査対象大学の決定は、契約後の発注者との協議によることとする。

るため、発注者と受注者の方向性にずれが生じないよう、調査期間中は、受注者から発注者に対し調査議事録の適時の共有や、必要に応じたオンライン会議の実施等を通じて密にコミュニケーションをとることとする。調査期間中に調査内容に変更が生じた場合には、必ず受注者から発注者に対して報告・相談し、発注者の承諾を得て調査を進めることとする。なお、第１回現地調査後、発注者に対して中間報告を行い、第２回現地調査前には第１回現地調査の結果を受けて調査内容を再考し、発注者の承認を得ること。現地調査の実施時期については、JICA 南アジア部及びスリランカ事務所の承諾を得て決定することとする。 また、調査の計画、調査過程及び報告書執筆等の各段階に関し、業務主任者が責任をもって品質を管理し、最終成果品のクオリティの確保に努めること。

（２）PBL を通じた産業人材育成に取り組む大学の重点調査

本調査では、スリランカの国立大学（理工系を想定）における実践的・課題解決型教育（PBL）の導入状況と、それを通じた産業人材育成の現状を把握するため、制度・政策レベルの情報収集に加え、PBL や産学連携に取り組む国立大学（理工系）を 3～5 校程度選定し、重点的な調査を実施する。調査対象大学については、PBL の導入状況、産業界との連携実績、インターンシップや産学共同プロジェクトの実施状況、起業家教育の取り組み等を踏まえて選定する。なお、学部・研究科の両方を調査対象とするが、PBL 等の実施状況により、いずれか一方のみの調査とすることも可。

（３）日本の大学・民間企業等との連携可能性の検討及び日本のリソースの発掘

JICA の今後の支援策の検討にあたっては、PBL、産業人材育成及び産学連携を推進する日本の大学、研究機関、民間企業、産学連携機関及び専門家等のリソースを発掘するとともに、これらとの中長期的な連携可能性を検討する。具体的には、高度産業人材の育成、共同研究、産学共同プロジェクト、インターンシップ、起業家育成等の観点から協力可能性を分析する。また、専門家派遣、本邦研修等の実施可能性についても確認し、その結果を今後の協力方針の検討に反映する。

（４）既往調査・先行事例の活用による効率的な調査の実施

スリランカ及び他国における PBL、産業人材育成、産学連携及び高等教育改革に係る既存調査、政府報告書、国際機関／開発パートナーによる先行支援事例等を活用し、効率的な調査を実施する。また、国内外の成功事例及び教訓を整理し、スリランカの国立大学における協力に適用可能な支援アプローチの検討に活用する。特に、JICA がアジア地域等で実施してきた産学連携、人材育成及び高等教育分野の支援経験から得られる知見や教訓を積極的に活用する。

（５）産業界のニーズを踏まえた分析

調査にあたっては、大学側の視点のみならず、民間企業（理工系産業：製造業、建設業、エネルギー分野等に加え、ICT・デジタル産業も対象に含める）や各種産業団体・商工会議所等へのヒアリングを通じて、産業界が求める人材像や大学卒業時の能力・スキルのニーズ、大学との協業・共創の可能性等を把握する。その上で、大学等高等教育機関における教育内容、PBL の実施状況及び産学連携の仕組みとの整合性を分析し、人材需給のミスマッチや改善に向けた課題を整理する。

（６）ジェンダーの観点からの分析

本調査全体を通じて、理工系の高等教育及び産学連携におけるジェンダーの観点にも留意し、女性の学生・教員・研究者の参加状況、PBL・インターンシップ・産学共同プログラム等へのアクセス、産業界における女性人材の採用・育成ニーズ及び課題を把握し、必要に応じて女性人材の育成・活躍促進に資する協力方策を検討する。

（７）持続可能性を見据えた協力対象大学及び協力アプローチの検討

PBL 及び産学連携の普及・定着に向けては、教員の指導能力、大学内の実施体制、産業界の参画インセンティブ、財政面及び制度面の持続可能性等、実施に不可欠な要素に特に留意して分析を行う。また、JICA による支援ニーズの有無や要望、カウンターパートの存在等、JICA 事業の実施に関係する事項も確認のうえ、第１回現地調査結果報告時に今後の協力対象となり得る大学の素案を提案し、発注者に提案の方向性を確認する（最終的にはファイナルレポートにて今後の協力アプローチとともに提案）。また、短期的な支援のみならず、中長期的に自立的な運営が可能となる協力アプローチを提案する。なお、国立大学には UGC との関係や、カリキュラム・単位等の制約があると考えられるため、その制約の中で各大学において独自の取り組みが可能な領域や実施方法を特定した上で、協力アプローチを提案する。

第４条 調査の内容

上記第３条を踏まえ、以下の調査を実施する[4]。

（１）スリランカにおける実践的・課題解決型教育推進の現状と課題の分析

① スリランカの国立大学の教育制度の概要

[4] 現地調査は2回を想定しているが、調査内容に鑑み効果的な実施方法を技術提案書にて提案する。また、調査項目で追加すべきものがある場合には、技術提案書に含めること。

国立大学をはじめとする高等教育機関について、関連政策、教育制度の概要、組織・運営体制、卒業後の進路や就職率、カリキュラム策定方法、単位認定方法、教員育成、大学予算や研究予算等基礎的な情報を確認する。

② スリランカにおける実践的・課題解決型教育と産学連携人材育成の現状

スリランカの国立大学（理工系を想定）における課題解決型学習（Project-Based Learning: PBL）の導入に係る政策・制度及び実施方針について調査し、対象分野、実施形態、対象学生数、予算配分等の現状を整理する。また、インターンシップ、産学共同プロジェクト、企業による教育課程への参画等、産学連携を通じた実践的教育の推進状況及び実施体制を把握する。併せて、高等教育修了者の就業動向や産業界の人材ニーズを分析し、大学教育との適合性及び人材育成上の課題を明らかにする。

③ 高等教育及び産学連携を通じた人材育成に関する政策・制度

高等教育政策、人材育成政策、産業振興政策、デジタル化・イノベーション政策等における産学連携の位置づけを把握する。また、それらを推進するための制度、予算措置、評価指標、実施体制等を整理し、今後の推進に向けた課題を分析する。加えて、UGC との関係や正規カリキュラム等の制約を把握し、その中で取り組めること、また大学独自の取り組みとして実施できる領域を把握する。その際、国立大学にて実施中の産学連携事例があれば、その実施方法の詳細を確認する。

④ 実践的・課題解決型教育や産学連携を支える関係機関の取り組み状況

政府機関、教育機関、国際機関やドナー等による産学連携及び実践的教育支援の取り組み状況を調査する。併せて、各機関の役割、支援内容、対象分野、成果及び課題を整理し、関係機関間の連携状況や協力体制について整理する。また、これまでに実施された類似分野の国際機関等の支援について、不足している部分を洗い出す Gap 分析を実施する。

⑤ 産業界による産業人材育成の取り組み状況

産業団体、商工会議所、民間企業等、産業界が抱える人材育成の課題を明確にするとともに、これらの組織が実施している産学連携、インターンシップ、共同研究等の取り組み状況や実施体制等の詳細を確認する。

⑥ 他の開発途上国における先進事例の分析

スリランカの周辺国等、他の開発途上国の高等教育機関における PBL、産学連携及び実践的な産業人材育成に関する政策・制度、実施体制及び先進事例について情

報収集を行い（机上調査を想定）、スリランカに適用可能なグッドプラクティスや今後の協力の示唆を整理する。

（２）産業界の産業人材育成のニーズや取り組み状況[5]

スリランカの理工系産業団体（第２条（３）参照）や商工会議所、製造業、ICT、建設業、エネルギー関連産業等理工系大学・大学院卒業者の就職先となる主な民間企業を対象としてヒアリングを含む調査を実施し、産業界が求める人材像や技術・知識・能力に関するニーズを把握し、理工系高等教育機関が輩出する人材との適合状況や人材需給上の課題について分析する。特に、産業構造の変化やデジタル化の進展等を踏まえ、企業が求める専門技術、実践的能力、課題解決能力、コミュニケーション能力、チームワーク、リーダーシップ等の汎用的能力のニーズについて確認する。

また、各団体・企業が実施している産学連携、人材育成及び技術開発に関する取り組み状況を調査し、PBL（Project-Based Learning）、インターンシップ、共同研究、技術指導、企業講師の派遣、カリキュラム開発への参画、大学への設備提供等の具体的な連携内容を把握する。併せて、これらの取組の実施目的、運営体制、予算規模、参画企業数、対象学生数、実施頻度、成果及び課題等について確認し、連携継続に向けた要因や阻害要因を整理する。

さらに、産業界が大学との連携に期待する役割や支援ニーズについて把握するとともに、大学教育の実践化や産業界のニーズを反映した人材育成を推進する上で必要となる制度、仕組み及びインセンティブについて検討する。加えて、今後のJICAによる協力を念頭に、産学連携の推進やPBL導入・高度化、人材育成プログラムの開発・実施等において連携が期待される企業・産業団体を抽出し、協力可能性について整理する。

（３）調査対象の国立大学（理工系を想定）におけるPBL推進や産学連携による産業人材育成の取り組み状況、実施体制、成果及び課題等に関する情報収集・分析

① 調査対象の各大学における実践的・課題解決型教育プログラムの実施状況

調査対象大学で実施されているPBL、インターンシップ、産学共同教育・研究プログラム等について、その内容、対象分野、実施方法、予算規模、参加学生数、成果及び課題を確認する。また、これらの取り組みが大学の正規カリキュラムにどのように組み込まれているかを把握するとともに、学生の課題解決能力や実践力の向上に対する効果及びその評価方法について調査する。さらに、産業界との

[5] 産学連携の実態や成果について、限られた調査期間を考慮し、各所へのヒアリングの他に効果的な確認方法があれば技術提案書にて提案すること。

共同による課題設定の有無や、民間企業との連携状況について情報収集を行う（連携先企業名を含む）。加えて、PBL や産学連携活動を実施・拡大するための財政面及び制度面の環境について調査し、大学による予算措置の状況、外部資金の調達方法、政府や開発パートナーによる支援の活用状況、民間企業からの資金提供や共同研究費の獲得状況等を確認する。その上で、PBL や産学連携の継続的な実施・拡大に向けた課題を整理し、その運営のために必要となる人材、組織、制度及び財源面での支援ニーズについて分析する。

② 対象大学における産学連携及び産業人材育成に係る戦略・実施体制・課題

対象大学における産学連携及び産業人材育成に関する方針や取組状況を把握するため、大学の中長期計画や戦略文書等を確認し、産学連携及び産業人材育成が大学運営上どのように位置付けられているかを調査する。併せて、教育・研究活動と産業界との連携を推進するための目標、重点分野、実施方針及び具体的な取組内容について整理し、大学として目指す人材育成の方向性や産業界との関係構築の考え方を確認する。また、産学連携センター、キャリアセンター、イノベーションセンター、技術移転機関等、産学連携や産業人材育成の推進に関わる学内組織の設置状況について調査し、それぞれの役割や機能、所掌業務、人員配置、予算規模及び活動実績を把握する。さらに、これらの組織間の連携体制や意思決定プロセスを確認し、産業界との連携事業や実践的な人材育成プログラムを推進するための組織的基盤の現状と課題を整理する。

③ 対象大学の University Business Linkage（UBL）の整備・運営状況

世界銀行の支援を通じて導入・推進された University Business Linkage（UBL）の整備・運営状況について確認し、その設置目的、活動内容、運営体制、産業界との連携実績及び成果を把握する。特に、インターンシップの実施、企業との共同研究や共同プロジェクト、技術移転、起業支援、就職支援等における UBL の役割や機能を整理するとともに、持続的な運営に向けた課題や改善ニーズを明らかにする。

④ 民間企業と大学との共同研究や技術協力の状況

産業界と各大学・教員との連携状況について調査し、民間企業との共同研究、技術協力、コンサルティング、企業と大学との人材交流等の実績を把握する。また、教員の企業等における実務経験の有無や産業界での活動経験、企業出身教員や非常勤講師等の実務経験者の活用状況について確認し、教育内容への産業界の知見の反映状況や実践的教育の実施体制を分析する。

⑤ 産業界との連携実態及び課題

対象大学における産業界との連携の実態を把握するため、企業が教育プログラムやカリキュラムの策定・改善にどの程度参画しているかを確認するとともに、産業界のニーズが教育内容にどのように反映されているかを調査する。また、インターンシップの受入体制や実施状況について、対象分野、参加学生数、受入企業の状況等を確認し、その成果及び課題を整理する。

さらに、企業との共同研究や共同プロジェクトの実施状況、地域産業との連携の内容や実績を把握し、教育・研究活動への産業界の関与状況を分析する。併せて、産学連携委員会や意見交換会など、大学と企業が継続的に対話・協議を行う仕組みの有無や運用状況について確認し、産学連携を促進するための体制面の課題を整理する。

加えて、卒業生の就職状況や主な就職先、企業による卒業生の評価を調査し、専門知識・技術力に加え、課題解決能力や実践力などの観点から、大学教育と産業界のニーズとの適合性を分析するとともに、産業人材育成及び産学連携のさらなる強化に向けた課題を明らかにする。

⑥ 起業家育成やイノベーション人材育成にかかる取り組み

対象大学における起業家育成、学生の起業支援、ビジネスコンテスト、インキュベーション施設等の取り組み状況を確認するとともに、イノベーション創出や産業界との連携にどのように活用されているかを分析する。

（4）当該分野の協力において活用可能な日本の大学や民間企業、及び専門家等のリソースの確認

当該分野の協力実施に際して活用可能な日本のリソースを把握するため、PBL、産学連携を通じた産業人材育成、実践的な工学教育、高専教育、産学共同教育プログラム、インターンシップ、起業家教育及びイノベーション人材育成等に関する知見・実績を有する日本の大学、民間企業、産業団体及び専門家等について情報収集を行う（机上調査を想定）。調査にあたっては、各機関が有する専門性、これまでの国際協力や海外展開の実績、産業人材育成分野における取組実績及び強みを整理するとともに、専門家派遣、本邦研修の受入れ、大学間連携、共同研究、教材・カリキュラム開発支援等の実施可能性について確認する。

また、将来的な日本とスリランカの大学間連携や産学連携の可能性について、人材交流、共同研究、技術移転及びイノベーション創出の観点から検討し、協力候補となり得る機関及びその活用方法を整理する。

（５）スリランカにおける実践的・課題解決型教育の推進を通じた産業人材育成のための協力アプローチの提案[6]

上記（１）から（４）の調査・分析結果を踏まえ、スリランカにおける実践的・課題解決型教育の推進を通じた産業人材育成の強化に向けて、JICA が今後実施し得る協力の方向性及び具体的な協力アプローチを検討し、提案する。検討にあたっては、国立大学における産学連携の強化を通じた人材育成の高度化及び産業競争力の向上の観点から、各調査対象大学の現状、強み、課題、ニーズ、協力実施の実現可能性及び JICA 支援に対する期待・意欲等を整理・分析する。その上で、今後の協力対象として優先的に検討すべき大学を選定し、選定理由を明らかにする。さらに、選定した協力対象大学について、PBL の導入・拡充、産業界のニーズに対応した高度産業人材育成、教員の実践的指導能力の向上、産学連携推進体制の強化、産学連携プラットフォームの構築・機能強化、インターンシップ制度の充実、地域産業との連携促進、起業家教育及びイノベーション人材育成の推進等の観点から協力ニーズ及び実施可能性を分析し、具体的な協力内容及び協力アプローチを提案する。また、高等教育分野における産学連携や実践的教育の推進に係る政策・制度上の課題を整理し、必要に応じて政策・制度改善に向けた協力の可能性についても検討する。

さらに、提案する協力アプローチごとに、想定される協力スキーム、実施体制、対象機関、期待される成果及び波及効果を整理するとともに、実施にあたって想定される課題やリスクを分析し、その対応策についても提案する。加えて、協力候補となる大学については、優先順位や選定理由を明確にした上で、それぞれに適した協力内容及び実施形態を示すこととする。

なお、検討にあたっては大学を主たる対象とする協力アプローチに限定せず、高等教育委員会（UGC）、教育省、関係省庁、産業団体、商工会議所、民間企業、研究機関等を中心とした協力や、大学と産業界・行政機関との連携を促進するための中間支援組織・プラットフォームを活用した協力についても検討し、より効果的かつ持続可能な産業人材育成の実現に資する協力案があれば併せて提案する。

第５条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約の成果品は１.（３）ファイナルレポートとする。「第４条 調査の内容」に示す事項及

[6] 協力アプローチの提案にあたり、その立案方法や選定方法を技術提案書にて提案すること。

び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。

各報告書の先方実施機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

１.報告書

（１） 現地調査結果概要報告書

各現地調査終了時に作成し、第 1 回現地調査後は発注者に提出する。第 2 回現地調査終了時には、発注者への提出に加え、現地にて教育省等関係機関に結果報告をするため、英文でも作成し、内容について確定前に発注者の承認を受ける。

・提出時期：現地調査終了時（第 2 回現地調査時は現地関係機関への報告前）

・部数・形式：（第１回現地調査）和文 1 部、電子データ

（第２回現地調査）和文１部、英文１部、電子データ

（２） ドラフト・ファイナルレポート

第２回現地調査終了後に、全体の調査結果をまとめる形で作成。レポートの冒頭に要約を記載する。

・提出時期：2027 年 1 月下旬目途

・部数・形式：和文 1 部・英文 1 部、電子データ

※英文については和文の内容を確定した後に提出することも可。

（３） ファイナルレポート

ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA コメントを修正のうえ最終化し、提出する。また、レポート冒頭に要約を記載する。

・提出時期：成果品提出期限は契約履行期間の末日とする。

・形式：CD-R 和英各 3 部及び電子データ

・部数：和文・英文

※報告書作成にあたっての留意事項

電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照。

２．その他の提出物

（１）業務計画書、ファイナルレポート目次案

・提出時期：本契約締結日から起算して 10 営業日以内（提出前に発注者の承認を得ること）

・部数・形式：和文 1 部、電子データ

（２）現地説明用資料

調査目的、調査対象、スケジュール、調査先への協力依頼事項等を含む。現地調査時の先方説明用資料であるが、現地調査計画書を兼ねる。

・提出時期：契約締結後、現地調査渡航 5 営業日前まで

・部数・形式：和文・英文各 1 部、電子データ

（３）現地調査時の質問票

・提出時期：契約締結後、現地調査渡航 5 営業日前まで

・部数・形式：英文 1 部、電子データ

（４）議事録等

発注者との打ち合わせや報告会、関係機関からのヒアリングや各協議後には議事録（面談録）を作成し、都度発注者に提出すること。

・提出時期：会議、面談等実施後速やかに提出

・部数・形式：和文 1 部、電子データ

（５）スリランカ関係機関等への提出文書

関係機関等からのヒアリングや協議、アンケート調査等に必要な資料・文書を発注者からの指示、あるいは発注者と相談のうえで作成する。スリランカ側関係機関への提示にあたっては、事前に発注者の確認を得ること。

（６）調査結果概要資料

調査後の各所への説明のため、調査結果概要をまとめた資料を作成する（Power Point 等）。

・提出時期：ファイナルレポート提出時（ドラフト・ファイナルレポート提出時に本資料のドラフトも提出すること）

・部数・形式：和文・英文各 1 部、電子データ

（７）収集した資料／データ

収集した情報／データは、ファイナルレポート別添資料集として提出すること。

第６条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章「２．技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査対象候補とするスリランカの国立大学（理工系を想定）3～5 校程度	第 2 条（3）及び 脚注 4
2	調査対象とする機関・団体・企業、及び現地調査の行程・内容	第 2 条（3）、第 4 条 脚注 5
3	産学連携の実態や成果にかかる効果的な確認方法	第 4 条（2）（3）及び脚注 6
4	JICA の協力アプローチの立案方法や選定方法	第 4 条（5）及び脚注 7

第３章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第２章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

１．技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

（１）業務の工程

「第２章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第２章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）4.95 人月

（現地渡航回数：延べ 6 回）

※　現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙 2　技術提案書評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇　格付の目安（2 号）】

１）対象国及び類似地域：スリランカ、南アジア、全途上国・地域

２）語学能力：英語

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

「DATA COLLECTION SURVEY ON INDUSTRIAL HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT IN THE DEMOCRATIC SOCIALIST REPUBLIC OF SRI LANKA FINAL REPORT」

２）公開資料

「スリランカ国 産業人材育成情報収集・確認調査報告書（要約版）」
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12154399.pdf

「スリランカ国 産業の輸出競争力強化に係る情報収集･確認調査 ファイナル･レポート」
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12396396.pdf

（５）便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（６）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに

渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

２．技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）
具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：大学等高等教育機関の教育プログラム策定や、産学連携推進

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又はJICA(JICAの現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

３． 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）本案件に係る業務量の目途

上記１．（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第１章 入札の手続き」の「６．（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（６）その他留意事項

特になし。

以上

別紙２：技術提案書評価配点表

別紙２

技術提案書評価配点表

評　価　項　目	配　点
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**
（１）類似業務の経験	6
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3
イ）ワークライフバランス認定	1
２．業務の実施方針等	**（70）**
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
（２）作業計画等	(5)
ア）要員計画	－
イ）作業計画	5
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**
（１）業務主任者の経験・能力	**（20）**
１）業務主任者の経験・能力：　業務主任者／〇〇	**（20）**
ア）類似業務等の経験	10
イ）業務主任者等としての経験	4
ウ）語学力	4
エ）その他学位、資格等	2